

北海道医療的ケア児等支援センターについて

～「第28回重症心身障害児（者）を守る会 定期総会」 行政説明～

1

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神医療担当課長 河谷 篤

本日、ご説明する内容

- ✓重症心身障害児に関する状況調査の結果（実施：北海道）
- ✓医療的ケア児、ご家族に対する支援に関する法律の全体像
- ✓北海道医療的ケア児等支援センターについて（設置：北海道 運営：医療法人稲生会）
 - ・北海道医療的ケア児支援センターの開設について
 - ・北海道医療的ケア児等支援センターの相談実績について

2

重症心身障がい児に関する状況 調査の結果（実施：北海道）

○ 調査の目的

近年の医療技術の進歩等により、在宅で生活する重症心身障がい児・者及び医療的ケア児が増加していることから、地域生活支援体制の検討を行うための基礎資料とすることを目的とする。

○ 調査の条件

調査対象	在宅の重症心身障がい児者（札幌市を除く。）
調査方法	振興局社会福祉課を經由して、市町村担当部署に照会
調査期間	令和4年12月照会（令和5年3月集約）
調査時点	令和4年4月1日

3

重症心身障がい児者（上段）、うち医療的ケア児（20歳未満）
（下段）の人数

計	0～5歳	6～ 11歳	12～ 17歳	18～ 19歳	20歳～
868	86	138	172	57	415
221	46	67	81	27	—

4

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

5

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、

その家族の離職の防止に資する

⇒安心して子どもを生み、育てることができる

社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケアでない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討
医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

3

6

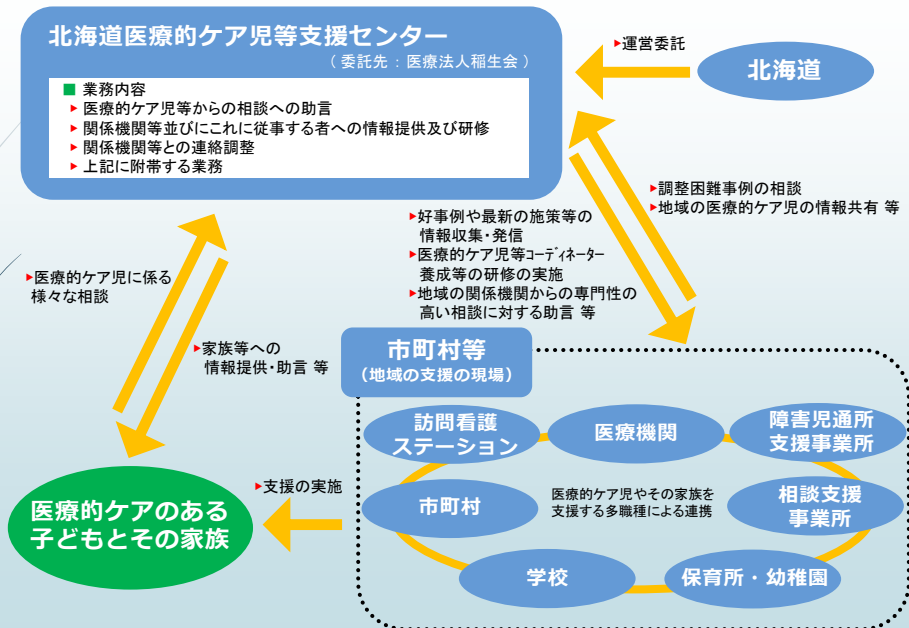
北海道医療的ケア児等支援センターについて

7

北海道医療的ケア児等支援センターについて

資料 3

8



北海道医療的ケア児等支援センターの開設について

9



このまちで暮らす。
こどももおとなも、
まちも育つ。

10

北海道医療的ケア児等支援センター 概要

名称： 北海道医療的ケア児等支援センター
委託元： 北海道
委託先： 医療法人稲生会
所在地： 〒006-0814 札幌市手稲区前田4条14丁目3-10（医療法人稲生会 内）
開所日： 月曜日から金曜日
休所日： 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始
相談料： 無料



北海道医療的ケア児等支援センターについて

北海道医療的ケア児等支援センターについて

令和3年施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」では、医療的ケアが日常的に必要なお子さま（医療的ケア児等）とご家族が適切な支援を受けられるように「医療的ケア児支援センター」を都道府県で運営できることが規定されました。

これを受け、北海道は、道内すべての市町村において、お子さまとご家族が医療的ケアとともに安心して生活できるよう、さまざまな相談をお受けする窓口「北海道医療的ケア児等支援センター」を令和4年6月30日に開設しました。

●医療的ケア児等とは

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とする子どもたちのことを医療的ケア児とよびます。なお、18歳に達したり、高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も、医療的ケアを必要とし、引き続き雇用または障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする方々も含まれます。

11

北海道医療的ケア児等支援センターの役割

医療的ケア等を伴う支援に携わる関係者やご本人およびご家族から寄せられる相談に応じ、情報提供や助言その他の支援を行います。

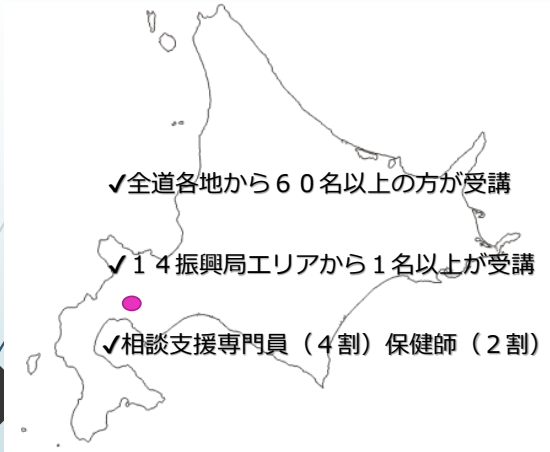
医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関や民間団体に従事する方々に対し、医療的ケアに関する情報提供や研修を行います。

医療的ケア児等の支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関との連絡調整を行います。

その他、上記に附帯する業務を行います。

12

北海道医療的ケア児等コーディネーター養成研修（令和4年度）



13

医療的ケア児支援のキーパーソンとしての役割を期待

令和4年度
北海道医療的ケア児等
コーディネーター
養成研修

医療的ケア児等に関する研修は多岐にわたっており、必要なサービスマルチにわたっています。医療的ケア児等コーディネーターは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係者すべてが参加的に連携し、医療的ケア児とその家族に対しサービスを動かすとともに、関係機関と連携的ケア提供をその役割の一つと捉えています。（例）相談支援センターからの相談対応、医療的ケア児相談専門員との連携、協議の統一の参加、地域における課題発見、関係機関等との連絡調整等）本研修では、医療的ケア児の支援に関わる方（予定者含む）を対象に、医療的ケア児コーディネーターを養成するための研修を開催します。

※研修は、研修終了後30日以内にご参加ください。研修終了後、研修終了後30日以内にご参加ください。研修終了後、研修終了後30日以内にご参加ください。

対象者 道内在任の相談支援専門員、保健師、訪問看護士その他の職種等で、地域においてコーディネーターの役割を担う者（予定者含む）

<研修日程>
オンデマンド受講 オンライン (YouTube限定配信)
令和5年
1/20 (金) ~ 1/24 (火) 本研修中に指定配信される講義動画150分を視聴いただきます

講義1日目 オンライン (Zoom)
1/25 9:00 ~ 17:00 Zoomで開催する講義にオンラインで参加いただきます

講義2日目 オンライン (Zoom)
1/27 9:00 ~ 17:00 Zoomで開催する講義にオンラインで参加いただきます

演習1日目 オンライン (Zoom)
2/1 9:00 ~ 17:00 Zoomで開催する演習にオンラインで参加いただきます

演習2日目 会場集合
2/3 9:00 ~ 17:00 札幌駅周辺で開催する演習に下記の会場にて参加いただきます

会場 かでる2・7 4階 大会議室
北海道立道民活動センター（札幌市中央区北2条西7丁目）

申込期限 令和5年1/6 (金) 12:00 必着
受講定員 60名
受講料 無料
研修費に研修費、交通費、宿泊費は、受講者（受講する人を含む）の負担となります

○ 東京のExcelの申込書に入力の上、下記事務局までメールで提出してください
▶ 事務局：医療法人協会 電話 03-6551-2759
▶ メール: tsusho@hokkaido.com
▶ 申込書は、下記URLにてダウンロードできます
▶ URL: <https://mcoi-hokkaido.net/>
（北海道医療的ケア児等支援センターホームページ）

北海道医療的ケア児等支援センターの相談実績について

14

15

相談例 1.自治体の体制構築

- 1) 地方都市 人口 10万人台
 - 医療的ケア児支援協議会を設立して議論しているが、行政と地域の支援者の協働がなかなかうまくいかない
 - ⇒ 協議会に出席、道内の他地域の状況と比較して提言
- 2) 大都市圏周辺都市 人口5万人台
 - 自治体の中に医療型短期入所を確保したい
 - ⇒ 道内の実態や実践例について情報提供 ⇒ 必要あれば研修会開催も
- 3) 地方都市2カ所 人口20～30万人台
 - 医療的ケア児支援の媒体づくり
 - ⇒ 札幌市版 医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブックを紹介 電子版 (https://yell-hokkaido.net/book/2022-02_guidebook/) ⇒ 地域版の製作へ

16

相談例 2. 保育園/幼稚園/就学/進学

- 1) 保育園に入所させたい
 - 看護師配置ができた。受け入れまでの支援をしてほしい
 - ⇒ 受け入れまでの伴走支援、保育士の3号研修実施
- 2) 幼稚園に入園させたい
 - 看護師配置はなし。医療的ケア児を受け入れられるか？
 - ⇒ 幼稚園教諭の3号研修実施 ⇒ 施設登録・受け入れ準備の伴走支援
- 3) 就学先について相談したい
 - 特別支援学校と地域の小学校のどちらがよいか
 - ⇒ それぞれの特徴を説明。教育委員会とも情報共有

相談例3. 移行期/成人期の課題

- 1) 大学通学・就労時の介護を確保したい
 - 地域生活支援事業の補助金事業について情報提供 ⇒ 行政担当部署と相談
- 2) 通院ができなくなって困っている
 - 年齢によって、病院や重症心身障害者施設での通院ができなくなることがある ⇒ 訪問診療の利用を勧める。地域の医療機関について情報提供 ⇒ 訪問診療の利用開始
- 3) 施設に入所したい
 - 家族による介護が困難となり、施設に入所したいが、医療的ケアがあつて入所先が見つからない ⇒ 圏域外の施設の情報を提供、地域の相談支援専門員と連携して入所先探し

相談例4. 転居

- 1) 北海道内での転居
 - 地方都市から札幌市への転居：拠点病院医師から当院医師に相談 ⇒ 当院が訪問診療開始予定として対応
- 2) 道外からの転居
 - 訪問診療機関のソーシャルワーカーより相談 ⇒ 転居前に患者家族も含めてZoom会議
- 3) 海外からの転居
 - 香港より移住希望 ⇒ 転居前1年以上にわたりZoomなどで相談対応 ⇒ 転居後、行政手続き・就学などで医療的ケア児等コーディネーターが支援

ご清聴ありがとうございました